令和8年 11 月 1 日

# 県立新津工業高等学校 部活動に係る活動方針

1．目標

（1）部活動は学校教育の一環として実施する。

（2） 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

（3）技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2．本年度の部活動

（1）本年度設置する部活動について

陸上競技部、バドミントン部、野球部、バスケットボール部、卓球部、剣道部、柔道部、弓道部、サッカー部、テニス部、バレーボール部
写真部、芸術部（美術班・器楽班・演劇班）、ロボット部、機械部
棋道・読書部、建築部、茶道部

（2）活動時間及び日数について

①活動時間

学期中 平日 2 時間 週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）

②休養日

平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日とする。
※別紙「年間活動計画」による。

③その他

・定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談すること。
・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談すること。
・平日の休養日の変更は、原則その週内で補うこと。
・週休日の休養日の変更はその月を含め、4か月以内に補うこと。

（3）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3．部活動運営について

（1）体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、部活動での指導において、体罰等を行うことは、いかなる理由があっても、決して許されないことであると認識し、体罰等のない指導に徹すること。

（2）保護者等の理解と協力について

・部活動運営上、保護者等の理解と協力を得るため、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者等に示す。
・「部活動における体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な指導根絶宣言」を実効化するために、保護者・生徒・教職員が直接管理職に相談できる窓口を設置する。